

参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会会議録第九号

昭和四十四年六月四日(水曜日)

午後一時十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山本茂一郎君
理事 源田 実君
委員 大松 博文君
中村喜四郎君
長屋 茂君
長谷川 仁君
増原 恵吉君
山本 利壽君
川村 清一君
達田 龍彦君
渋谷 邦彦君
床次 徳二君
加藤 泰守君
瓜生 復男君
影山 勇君
野海 勝視君
平松甲子雄君
石原 明君

國務大臣 國務大臣
政府委員 總理府特別地域
連絡局参事官
事務局側 常任委員会専門
員
説明員 法務大臣官房司
法法制調査部長
厚生省業務局長
農林省畜産局参
事官
運輸省船員局旁
政課長

する暫定措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する
調査(沖繩の医療問題に關する件)

○委員長(山本茂一郎君) ただいまから沖繩及び
北方問題に關する特別委員会を開会いたします。
沖繩に關する免許試験及び免許資格の特例に關
する暫定措置法案
を議題といたします。

本案に對する政府側の説明はすでに聴取してお
りますので、これより質疑に入ります。質疑のあ
る方は、順次御発言を願います。

○達田龍彦君 この法案は、日米琉語問委員會の
助言ないしは勧告に基づいて今回提出されたわけ
であります。そこで私は、法案の提出の前提にな
りますところの語問委員會の問題について、まず
若干質問をしてみたいと考えておるのであります。

この語問委員會の性格あるいは権限あるいは運
営というもののについては、沖繩の現地でも、ある
いは日本の本土でも、この評価をめぐっていろいろ
議論のあるところでありまして、とりわけ、最近
沖繩に關する軍政面における問題に對して語問委
員會がどう対処していくかという問題について
は、いろいろ今日問題があるところでありまして、

さらにまた、語問委員會それ自体の持つ役割に
ついて、一部の評価によると、これは現状の固
定化をねらっておるものであるという意見もある
し、また一部では、今日の現状を少しでも前進さ
せるといふ役割を語問委員會が果たしておると
いう評価もあるものであります。私は、これらの意
見についていろいろ政治的にも御議論があるところ
ろだと思つておりますけれども、今日までの経
過の中で語問委員會が果たしてきた役割りとこれ
に對する評価を一体日本政府はどういうふうにし

ておるか、まず、長官から具体的に明かに御説明
いたしたいと思つております。

○國務大臣(床次徳二君) 日米琉語問委員會は、
一昨年日米合意によりまして、将来沖繩が日本に
復帰いたしました際におきまして、復帰の際にお
けるところの摩擦をできるだけ少なくするという
意味におきまして、本土との一体化を実現するこ
とを話し合つたわけでありまして、そのときの
やはり一体化に資するところの一つの機関として
設立せられたのでありまして、必要な勧告をする
ことが職務であります。これは高等弁務官に
属するところの権限のもとにおけるところの機関
という、仕事の範囲はその範囲内になっておりま
して、性格から申しますと、アメリカ、日本、
琉球政府それぞれ出しておりますので、國際的な
機関であると思つております。

なお、その権限は、高等弁務官の権限の範囲内
のことではあります。しかし、仕事は、高等弁
務官に對しまして勧告という形で、本土と
沖繩またアメリカとの間の意思の疎通をはかりま
して、そして将来復帰の際におけるところの摩擦
を避けるために必要な事項を審議いたしまして勧
告を出しております。今日まで三十四件にわた
りまして語問に對する答申をいたしております。
それがそれぞれ行政府また地元において必要
なものとは法制化するし、また現実に仕事に移すとい
う形になっておるのであります。お手元にただ
いま御審議中の、沖繩に關する免許試験及び免許
資格の特例に關する暫定措置法案も、やはりその
語問委員會の答申の一つの結論であるわけであり
ます。そのようなわけであります。私どもは、
今日まで語問委員會の果たしてまいりましたところ
の役割りは大きく、将来の復帰の前提として役
立っておりますのであります。

ましては、高等弁務官に与えられた権限の範囲内
であります。しかし、その「範囲内」の仕事
にありまして、特に住民の社会福祉の問題、經
済の安定の問題、保健教育の問題等を推進するこ
とが役割りになっておるのであります。したが
つて、ただいまも御質問にありましたが、政治
的な問題あるいは施政権の復帰そのものに関する
問題等につきましては、これは取り扱っていない
のであります。高等弁務官の権限の中にありま
すものだけにしまして行なつておる次第であり
ます。しかし、非常ないい役割りを果たしてお
つたと私は思つております。ただ、経過的に申し
ますと、昨年の後半と申します。なぜかと申し
ますと、主席の選挙の後におきまして、新しい
屋良主席の琉球政府が、はたして語問委員會とい
うものに対してどういう態度に出るかということ
に對していろいろ疑義がありましたので検討し
ておられたと思つております。ことにになり
ましてから、引き続いて語問委員會の活用を期す
るという形になりまして、今日語問委員會がまた
働き始めておるようなわけでございます。さよう
な意味におきまして、一時におきましては、語問
委員會は現状を固定化するための便法ではないか
というふうな意見もあつたわけでありまして、現
実において行なつておることは、復帰に對
する準備行為であることが次第次第に判明してお
ります。したがつて、新政権——屋良政権におき
ましてその点を評価しておると思つております。
この点は、現実の固定化ではなしに、復帰
に對する準備対策としてやはり必要なものだとい
うふうには判断いたしました結果であると思つては
あります。もちろん、本土政府におきましては、復
歸に對する、すなわち一体化に對する大きな役割
りを果たするものとして私どもは高く評価しておる

次第であります。

○達田龍彦君 諮問委員会の役割りとその評価に對する政府の答弁でありまされども、実態的に私はその役割りと評価について全面的にこれを理解し、そうして賛同する立場をとることができないのであります。今日までの事例の中でそれは実証できるのでありますけれども、ここで論議をすることが必ずしもいいことではないと判断をいたしますから、さらに具体的な問題を含めて御質問を続けたいと思つたのであります。

そこで、特にこの高等弁務官の地位、それから権限、あるいは諮問委員会に対する運営、役割り、こういう問題は、私どもは特に重要な問題を持つておると思つておるのであります。それは、御承知のとおり、高等弁務官は軍事面と行政面の権限を持つておるものでありまして、一方では軍の司令官であり、一方では高等弁務官として民生行政安定の問題を持つておるものであります。ところが、いま長官の御説明によりますと、法律でもそうなるのでありますけれども、日米琉諮問委員会の中における位置づけ、役割りの中で考えてみた場合に、軍事面の問題は今後の問題として諮問委員会の中で扱うべきではないという態度をとられて今日まで進んでまいつておるのでありますけれども、そういう意味では二つの権限を持つておる高等弁務官の立場として、今日また軍事面を除いて沖縄問題の民生行政というものが一つでも解決する問題があるのかという、私はほとんどないと言つてもいい現状にあるのではないかと思ふのであります。そういう立場から、この大統領の行政命令によって拒否権を持つところの高等弁務官それ自身が、行政面の問題に対して問題をどうさばっていくかという問題は、ある意味では二つの矛盾を持つておるのではないかと私は思ふのであります。そういう面の運営と考え方、そういう問題について日本政府はどういうふうにか考へておられるのかお尋ねをしておきたいと思つたのであります。

○國務大臣(床次徳二君) 高等弁務官自体は、大統領の行政命令によるところの行政機関でありまして、それはその権限に對しまして行政権を行使して、従来から見ますと、次第次第にわゆる地方自治に對しまして関心を深めてまいりました。だいたい改善されてまいつた。言いかえしますならば、琉球政府の権限が広がつてきて改善のあとを見ておると思つたのであります。しかし、御指摘のとおり、高等弁務官は同時に同じ人が司令官でもあるというところは事実であります。しかし、高等弁務官に限る限り、これは行政的な立場、他面において司令官というわけでありまして、軍政に關係しない行政はないと言へる状態でありまして、しかし、与えられた行政権内におきましてはできるだけ努力をいたしておると思つて、この点は改善のあとを見ておるものであります。なお、本土政府といたしまして、諮問委員会におきましては軍事面に対する問題、あるいは外交問題、施政権の問題等に対しては諮問委員会を通じて論議することはございせんけれども、しかし、別のルート、すなわち本来の外交ルート、日米ルートの關係がありまして、このルートによつて話し合いをいたしておるわけにございまして、したがつて、沖縄全体の立場から見ますならば、県民の福祉増進という点につきましてはできるだけのことを行つたと思つておると思つたのであります。

○達田龍彦君 従来まで高等弁務官が、諮問委員会において勧告ないしは助言をした場合について、法的な立場というのですか、元来は拒否権を持つておるわけでありまされども、この勧告に對して拒否権を行使したことがあるのかないのか。それから、将来の問題としてどういふことが現実の問題として起こり得るのかどうか、法律的な立場としては、起こり得る可能性を持つわけでありまされども、現実の問題としてどういふのか、将来も、予想される範囲ではどういふのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(床次徳二君) この点は、アメリカを代表するアメリカ代表は、委員会で米政府を代表して意見を申し上げております。また、本土政府を代表する日本代表は、本土政府の意見を十分参酌して諮問委員会において発言をしておるといふ状態でありまして、諮問委員会におきまして結論が出ました場合におきまして、その答申に對して高等弁務官が反対するということにはございせん。今日までも拒否した事例はありまされんし、今後におきましても私はさうなことは起こらないと思つておると思つたのであります。なお、琉球政府におきましても琉球政府代表を出してありますので、この結論に對しましては十分了解いたしまして努力をいたしておる次第でございまして、ただ、實際の問題から申しますと、琉球政府自体が、きまりましたことを処理するのにおくれておるといふ問題は、現実の姿として起こつておるのであります。琉球政府に對しましては協力いたしましてその實現につとめておるのであります。なお、過去におきまして答申を得ました事柄等につきましても、すでに予算面等におきましても十分配慮いたしまして、これが實現ができましたように私も処理しておるのであります。本年度におきましても、たとえば軍の離職者の対策などというものは、本土におけると同様の軍離職者と同じ取り扱ひをすることができまされうに五千万円の子算を計上しておる。しかし、現実におきましては、地元におきましてこれに對応するところの立法化がでないために、實際上におきましては、軍離職者に対する現実の救済は、いまのところは間に合わないう時間上のズレができておると思つたが、これは、これはできるだけの急いで、やはり立法院において法案をつくるべきものであるし、また、つくるつもりでありますから、さういふズレはだんだんなくなる、かように考へております。

○達田龍彦君 そうなりますと、この諮問委員会で取り扱われておる内容を見てまいりますと、政府のほうではきわめて高く評価をされておるようでありまされども、屋良主席をはじめ沖縄のほうでは必ずしも政府が評価するような立場でこれを見ておりまされん。とりわけ、過般問題になりましてB52の問題あるいは原潜の汚染の問題等、こういう軍事面から出てくる民生の不安定の問題について諮問委員会がこれを取り扱うべきではない。とりわけ、高等弁務官がそういう態度表明を行つたということに対して、諮問委員会というものは全然役に立たないではないかという意見が強く現地住民の中から台頭してまいつておる現状等もあるわけでありまして、私は、そういう意味で、むしろこれらの問題に對しては、政府が評価するということよりも、直接の沖縄の住民がまさに諮問委員会を高く評価するといふ立場で運営されることがより重大ではないか、より大切ではないかと、こういうふうにか考へるのであります。そういう意味において、将来さらに諮問委員会の運営あるいは勧告のあり方等については、政府も十分沖縄の住民の意思をくんで、そうしてさらに積極的に御努力をいたさなければならぬ、こう考へておるわけでありまして、そこで、諮問委員会の今日までの経過の中で現実には自治権が拡大されたといふような具体的な問題があり、自治権の拡大につながつたような具体的な問題があるか、具体的にあれば、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(床次徳二君) お答え申し上げます。諮問委員会自体につきまして先ほど御意見がありました。たとえばB52の問題、原潜の問題等取り扱うことが十分ではないかというお話がありました。しかし、これは外交ルートにおきましてわれわれ本土政府側としてアメリカに交渉いたしておるわけにございまして、住民の意向というものは、本土政府によりまして十分アメリカに理解をしておるわけでありまして、私も、やはりこの点は諮問委員会を通じないからいけないのだというよりも、諮問委員会をそのために輕く評価すべきではないと思つておるのであります。お手元に、諮問委員会が答申されました件数がござ

います、この勧告が実施されるということは、とりもなおさず、本土と沖縄と同じベースの状態になり得るということであり、私はやはり地元の方々の漸次この実質につきまして評価ができるものと思っておるわけでございます。

なお、自治権の拡大等の問題は、高等弁務官の権限にありますものと、それから高等弁務官にないものとあるわけでございます。すでにたとえ主席の公選のごときも、その他布告の改廃というものの等も、日米の合意以後、漸次行なわれておるわけであり、この点は、私は相当地元の住民のために改善を見ておると思っております。なお、自治権の拡大につきましては、かなり多数のいわゆる布告の改廃という問題がありまして、これに對しまして高等弁務官が取り扱いましたもの等につきましては、民法法の成立を条件として廃止し得ると発表されたのが二十九の布告布令になります。なお、そのうち未廃止のもの十四について、できるだけすみやかに琉球政府が必要と認めるところの民立法化の措置をとることを期待しておるような状態でありまして、この点はかなり自治権の拡大に役立っておると思っております。

○達田龍彦君　そうしますと、そういう自治権の拡大につなげておるような問題が諮問委員会に取り上げられ、それが一つずつ実行されてまいりまして、言うなれば行政水準の一体化、あるいはその他経済の一体化というものが漸次進められておるといふことに一応評価できるのではないかと、思ふんでありますけれども、そのことは、反面、とらえ方によっては、施政権の一部ずつの返還、あるいは段階的解消という姿を持っておるのではないかと私は考へるのであります。政府は、そういう状態に對して、私が申し上げたような施政権の一部の返還であり、あるいは段階的な解消に、ある一面見ていくと、つながるという解釈が立つわけでありまして、そういう評価をされておるのかどうか。

○國務大臣(床次徳二君)　すなわち、一体化ということにつきましては、復帰の際の摩擦をなくするというところであります。この点は格差をなくして同じレベルに持っていくと、制度的にも、また現実の経済生活あるいは県民生活そのものにつきましても、一体化するということでありまして、お説のとおりの方から見ますと、その分はもう本土に復帰しているという状態だとも言えるわけであり、したがって、私どもは高く評価してよろしいと。あとは、施政権そのものによりまして、法律的な裏づけによりまして、復帰いたしますれば、名実ともに復帰ができたということになると私ども考えておるわけであり、

○達田龍彦君　まあ、具体的に見てまいりますと、施政権の一部返還ないしは段階的解消といつてまいりましても、高等弁務官がこれを認める、認めないによって問題が起きます。ここに施政権をアメリカが持つておる、持つてないという根本があるわけであり、したがって、沖縄の復帰というものがきまっておりますと、それがストリートで日本が決定できるということになってまいるわけであり、問題は、こちらで一番問題になるのは、やはり軍事面と行政面のかね合ひの問題がやはり一番問題であろうと思ふんであります。高等弁務官がこの権限を行使する場合について、軍事面の問題についてはきめてきびしく「ノー」の立場をとって絶対権限として行政権を執行いたしておるわけであり、けれども、私は、将来の日米琉諮問委員会の扱う事案あるいは運営については、司令官の軍事面に対する権限というものを對して、私たちは、沖縄住民の教育、文化、福祉、こういう面から、そういう面を中心にして、軍事面の問題についてはこれを極力そういう面からの取り上げによって制約を加えていくという姿勢がない限り、日米琉諮問委員会の果たす役割というものは、沖縄住民に對しては非常に大きな不満を与え、そうして、その役割がないではないかという意見を持たせる結果になってくるのではないかと思ふのであります。

す。今日諮問委員会が幾つかの問題に對して勧告を行ない、琉球政府と日本政府によって立法措置あるいは行政措置がとられてまいりた内容というものは、それらの軍事面を避けた問題に對しての一致を見た問題に對する実施でありまして、私は、そういう状態では、将来の真の意味での沖縄の復帰に備える行政面のズレ、あるいは経済面のズレ、あるいは一体化を促進する方向としては、だんだん不満が多くなり問題の解決が少なくなるという結果になるのではないかと思ふのであります。そういう意味で、日本政府も沖縄の住民の気持ちを保持しとして沖縄の行政面における水準を上げるということは、とりもなおさず、軍事面を制約して、そして教育、文化、福祉等の問題を前面に出して問題を解決するという姿勢がない限り、だんだん問題は解決がしにくくなるという私は観念に立つておるわけであり、この私の考えに對して、政府は将来のこの日米琉諮問委員会に對する姿勢としてどういうふうに進めようと思はれておるかをお考えを承つておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(床次徳二君)　日米琉諮問委員会の將來の姿であります、私どもは、これは復帰までの暫定的なものであると考えておるわけであり、承御知のごとく、現在愛知外相がアメリカと交渉してありますが、この秋には総理が直接交渉されるわけであり、これによりまして復帰のめどがつくわけであり、したがって、復帰のめどがつきました際には、全面的に施政権が日本に返るわけであり、私は、このことが県民にとりまして非常に大きな福祉というのか、絶対的な申し立てでもないことであると考えておるのではありません。その施政権の復帰が円満にでき、また復帰の際におきまして問題のないようにするといふことが今日の諮問委員会の役割である。

したがって、これは暫定的なものでありまして、私どもは、復帰のめどが具体的につきました際に、おきましては、むしろ今後受け入れ態勢をどうするか、本土への受け入れ態勢に對してより重点が入るのではないかと思つております。もちろん、軍事基地の問題、これは沖縄の現状から申しまして、非常に大きな県民に對する生活の圧迫になっておる、重圧が加わつておるといふことも、これは当然承知しておるわけであり、できるだけ県民の福祉の立場から見ましてこの点を検討すべきことはもちろんでございます。この点、日米間におきましても、復帰問題と同時に、「基地の態様」といふことばによってあらわされておりますが、今後どう処置するかということ等は、やはり同じく日米の交渉になるわけであり、したがって、高等弁務官自体を相手にいたしまして基本的な軍事の問題に對して論ずるということとはむしろ適切でない。高等弁務官が持つておる権限の範囲内の問題を諮問委員会におきまして極力改善をいたすというのが諮問委員会の今日のあり方でございます。本質的に申しますならば、やはり日米の間において沖縄の軍事問題は解決せられるべきものである。これまた、私は復帰とあわせて大事な問題だと考えております。

○達田龍彦君　諮問委員会の権限あるいは運営あるいは性格等については、まだいろいろ私は今日問題があると考えておりますけれども、時間の関係もございまして、先に進んで質問を續けてみたいと思ふのであります。それで、若干観点を變えてまいりますけれども、この諮問委員会の運営の問題について一言、二言お尋ねをしておきたいと思ふのでありますけれども、この運営をはかる場合において、当然この諮問委員会に出席いたします議題は琉球政府の持ち込む議題が非常に多いのではないかと私は思ふのであります。その場合に、琉球政府が諮問委員会に持ち込む議題を諮問委員会の議案として決定するといふことは、もちろん諮問委員会は三者構成でございますから、三者の構成の中で意見の一致を見て諮問委員会を取り上げるということになると思ふのであります。過去、この諮問委員会の運営の中で、琉球政府が持ち込んだいわけ

る議案にしたいという問題に対して、三者の一致した意見が求められないで議案にならなかったという例があるのか。あるとすれば、具体的にどのような問題がなかったのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○国務大臣(床次徳二君) 諮問委員会の議題のあり方でありまして、実際問題から申し上げますと、琉球政府代表と本土政府の代表とがよく話し合ひまして出して出したものから、出したものがものにならなかったというものは現実において非常に少なかった。大体両者が話し合つて見込みのあるものを出しておりますので、円満に処理ができておるものと考えておるわけであります。たとえば、御意見のように、地元で提案してこれはものにならないという議題は、実は議題としては私はないと思う。ただ、御指摘のありましたように、B52の問題、原潜の問題などというものは、地元側としては取り上げたいという気持ちを持っておつたと思うのであります。議題としてこれを正式に三者において懸念するということとはなかった。ただ、こういうことを議題としたいという要望は主席から弁務官に申し入れがあったと私も考えております。

○達田龍彦君 そうしますと、いま長官の御説明にもありましたように、大体琉球政府と日本政府は事前に話を一致させて議案とするかどうかをきめていくと、こういう話であります。その場合に、もちろん一番問題になるのはアメリカの民政の立場であると思ふのでありますけれども、いままでも日本とそれから琉球政府で一致した問題で、民政の反対で議題にならなかった問題があるのじゃないか。どうですか。

○国務大臣(床次徳二君) 本土政府、琉球政府代表が持ち出して、そして議題とならなかったもの、具体的には私いまでもって存じておりますが、いわゆる正式な会議とするかしないかということで検討中という議題はあると思ひます。

○達田龍彦君 それからもう一点は、今回問題に

なっておりますところの例の原潜の問題あるいはB52の撤去の問題に対して、琉球政府は強くこれを諮問委員会の議題として取り上げ何らかの方途を講じてもらいたいという強い意思があったのでありますけれども、その場合に日本政府としてはこれに対してどういう立場をおとりになったのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) B52、原潜の問題に対しては、これは本土政府も非常な関心を持つておるのであります。諮問委員会で取り上げておりませんが本土政府自体が、アメリカに対しては、地元の見解というものを十分に申し添えまして、B52によるところの住民の不安を増さないようにという趣旨において、数回にわたつて申し入れを行なつておるわけであります。これは外交ルートにおいて申し入れております。なお、原潜の調査の問題につきましては、従来アメリカでもって行なつておりましたところの調査に対しまして、やはり地元の参加がなければ不安解消にはならないという気持ちが明らかでありましたので、本土政府といたしまして、この原潜の汚染調査等に対しましては、技術協力という立場に立つて協力するということを申し入れて、今日調査団を派遣いたしましたのであります。今日調査団を派遣いたしましたのであります。今後いかなる方法でもってこれに協力するかという点に對して、具体的に米側におきまして検討いたしておる次第であります。これは諮問委員会自体としては議題となりませんで、これは諮問委員会自体としては議題となりませんで、しかし、諮問委員会の元来の事項でございまして、本土政府におきましてアメリカと直接折衝いたしました結果、さううに解決し進行しておる次第であります。

○達田龍彦君 これらの問題が元來諮問委員会の諮問事項ではないという解釈論議にも、私は相当の何回か申し上げているように、民生行政の安定をはかるためには、沖縄における軍事面の問題が非常に大きな問題をウェイトとして持つておるわけでありまして、これを抜きにした民生行政の

安定ということ、まずもつて沖縄の場合には私は考えられぬと思つております。したがつて、諮問委員会の果たす役割りが行政面を中心にするというものであつても、沖縄における軍事面の及ぼす影響が大きいだけに、この問題に触れないで民生行政の安定はないし、一体化の方向というものもきわめて不完全なものにならざるを得ないと思ひます。B52の問題にいたしまして、やはり諮問委員会の権限あるいは運営から考えてまいりました。やはり現地の直接のそういう住民の声を取り上げて、そして諮問委員会として高等弁務官に対してぜひ撤去してほしい、あるいは汚染度の調査を通じてアメリカ政府に住民の意思として、住民の強い気持ちとして取り上げていくということが当然私はなされなければならぬ、こう思ふのであります。そういう姿勢があつて初めて日米琉諮問委員会に対する住民の協力も得られると思ふ。また、住民もその諮問委員会に対して大きな期待を持つていくのであります。そして盛り上がる気持ちの中から自治権の拡大が進められ、一体化の水準が高められるという姿勢があつて初めて私は一体化は住民のための一体化となると思ふのであります。もちろん、軍事面の問題あるいは基本的な外交政策の問題について外交ルートで問題を解決することもその一つでありますけれども、それだけにたよるのではなくて、諮問委員会の中で沖縄の場合についてはさういふ問題をとり上げてやっていくことが当然あつてしかるべきであるし、さういふ方向をとらなければならぬと思ふのであります。この点が一つ、もう一つは、さういふ立場に立つた場合における日本政府の態度であります。私は、いまの長官のお話によりまして非常に残念に思つて、権限として取り上げべきではないという態度を日本政府がとることそれ自体に非常に私は問題があると思つております。それは、日本政府は

むしろ日本国民であるところの沖縄の住民の意思を尊重して、さういふ立場から沖縄の住民の問題を日本の問題としてアメリカに要求をする、あるいは勧告の中に取り入れてこれを正させるという姿勢があつてしかるべきだと思ふのであります。したがつて、諮問委員会のさういふ内容についてこれを取り上げるような日本政府の立場があつて私はいささかと思ふのでありますけれども、それに対して先ほど長官が言われたやうな姿勢は、まことに私には非常に不満でありまして、さういふ点についてさらに十分なる御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 本来、諮問委員会を置きます際におきまして、日本とアメリカと話し合ひをいたしまして、その合意に基づいて諮問委員会を置いたものであります。しかも、その置きました際におきましては、先ほど申し上げましたように、復帰の際におけるところの摩擦を最小限にして円滑な復帰を実現する、格差を是正するということが目的であつたわけであります。その範囲が社会福祉の増進あるいは経済等の問題に限るということ、日本とアメリカとさういふ合意をいたしまして置いた形になっておるのであります。本土政府の姿勢から申しますと、諮問委員会であつたすべし職責と、本土政府みずから立ち上がつてアメリカと折衝すべきことと、おのづから明らかに分かれておつたわけであります。したがつて、いまのB52あるいはその他の問題は、これは当然本土政府が地元の立場、県民の立場を十分反映してアメリカと折衝しておる。実際さういふふうな努力をいたしました結果、結論が出ております。したがつて、諮問委員会は諮問委員会として設置の目的に従つて行なつておればよい。また、その仕事も相当たくさん残されておると思ふのであります。御意見のごとく、住民の福祉の關係が軍事とも関係がまことにあるじゃないか、その点はさうございまして、元來諮問委員会の目的がさういふ設置目的でございまして、むしろ諮問委員会を通じて本土政府でやる

ほうがより適切であるし、また、これが私は今日の場合正しい道であると考えておるのであります。

なお、原潜等の問題につきましては、数回の折衝があり、私も高等弁務官に会いました際におきましてこの点に触れたのでありますが、今日におきましては、さきに申し上げましたように、本土政府からも技術者を派遣いたしまして、そして地元側で行ないますところの調査、これは米側ですと認めておるのでありますが、その地元で行ないますところの調査に対して本土から援助をするということになっておるのであります。一応この点は解決いたしておると思うのであります。

○達田龍彦君 この諮問委員会の評価と運営の問題、あるいはどこまで諮問委員会が権限を持って勧告を行なうかということについては、私の考えと長官の考えでは、いろいろ論議してみてもこれは一致をいたさないようであります。したがって、時間の関係もありますから、ここで論議することを差し控え、いずれまた機会をとらえて一体化の問題と沖縄の施政権復帰の問題とを含めて議論をしていきたいと考えておるのであります。そこで、時間が非常にないわけでありましても、具体的に法案の内容について若干触れましても、私の質問を終わりたいと思います。

それは、今回の暫定措置法が提案をされておりますけれども、この一免許試験及び免許資格でありますけれども、たいへん多種多様、多岐にわたっておりますわけですが、今回取り上げられた何項目かがあるわけですが、取り上げられなかった問題にはどういふ問題点があつて取り上げられなかったのか。抽象的には提案理由の中で説明がされておりますけれども、抽象的な説明ではなかなか理解できませんので、内容的にどういふふうにあつてこれが今回取り上げられないような結果になったのか、それをまずお伺いしておきたいと思つております。

○国務大臣(床次徳二君) この法案の中において

取り上げなかったもの——大きなものは医師と弁護士が代表的なものであると思うのであります。これは、地元におきましますところの医師の養成と申しますか、これが従来なかったものであります。

と、医師自体はほとんど本土において勉強しておるといふ立場からこになつたのと、なお、弁護士等におきましては、地元の弁護士の試験その他資格と本土の資格と相当差があるわけでありまして、今度の一体化によつて地元の弁護士をそのまま本土の弁護士と同じ資格にいたしますと、復帰いたしました後におきましていろいろ混乱が生ずる。沖縄の人がそのまま本土におきまして開業ができるということになりますことに對していろいろ問題があつたわけでありまして、したがつて、この点は今回の対象にせず、しばらくその暫定的な措置方法等につきましては検討いたしたいという立場で臨んでおるわけでありまして、あとさらに詳しく御説明申し上げたいと思つて、あ

が、その他の問題につきましては大体本土と同じレベルの者、また、本土が試験を地元において執行いたしましたので、そうして必要な資格を与えるという形にしてあるものであります。したがつて、この法律によりましてそれぞれ資格を持つことになりますると、復帰いたしました際にそのまま直ちに地元でもつてそれぞれ仕事ができることになり、本土法が全部沖縄に及びますから、本土法によつて本土の資格を得た者がそのまま活動できるといふことになるわけでありまして、したがつて、復帰の際の摩擦が避け得るということでありまして、あらゆるいふゆる法律的に認められましたものの資格というものをこれで処理していきたいと思つております。若干残つておりますものにつきましましては、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(加藤泰守君) 基本的には、いま長官が触れられたとおりでございます。大体、措置をとらなかつたものを分類してみますと、一つは、本土には制度があるけれども沖縄には現在制度がない、したがつて、試験を実施するかしないかという問題は別にいたしまして、向こうの資格をこ

ちらに通用させるような方法をとる必要がないというのでございます。たとえば不動産鑑定士とか、あるいは海事代理士とか通訳案内業とか消防設備士、そういうようなものは大体これに当たると思ひます。次に、資格そのものが他の場所では通用しないようなものもございます。水先案内人がその例と言えらるる形になっております。

ことに免許が与えらるるという形になっておりますので、あるところで免許をもらひましてもほかの港灣では通用しないというふうなものも今回のかと思ひます。したがつて、こういうものも今回の措置では提案をする範囲でない、こういうことになるわけですが、それからもう一つ、これは一番重要なことでございますが、また長官が触れられたことでもございしますが、受験資格とかその他に非常に差がある、それでこのまま向こうの資格者をこちらの有資格者とするのに問題があるというものでございします。弁護士の問題については長官が触れられましたように、弁護士資格については相当な差がございします。したがつて、この点をどういふふうにするかということとはわれわれとしても非常に頭を悩ましておるところでございしますが、目下、法務省、それから裁判所、それから日弁連等で検討していただいております。このところで具体的な結論が出ますれば、できましたらこの法律の一部改正なりをいたしてかかるべき措置をとりたい、そういうふうなことを考えておるわけでございます。

○達田龍彦君 私も、これは具体的にいろいろ調べてみればまだ問題があるのではないかと思ひますが、そういう具体的な問題をまだつかんでおりませんので、実は議論を深めることが非常にむづかしいのでありますけれども、いま長官からも参事官からもお話があつたように、受験資格に差がある。これは私は非常に問題が多い内容であらうと思うのであります。それは、まずやっぱりやらないければならぬことは、試験の水準を高めるための措置を十分とつていかなければならぬと思ひます。たとえば、いろいろ養成機関の問題とか、

研究機関の問題とか、学校の問題とか、そういう施設がまず十分でないためにこの試験が受けさせられない、こういうことになっておると思ひます。これは予算の問題に伴ひますし、同時に、琉球政府の行政措置がこれに一体化されていかなければならぬ、これは私は一氣に解決することは困難だと思ひます。しかし、そういう問題を早目に日本政府の援助によつて琉球政府もそれにこたえて早急に完全な施設をつくつていくということは、今日私は必要ではないかと思ひます。でありますから、これらのものの水準を高めるための援助、こういう問題について具体的にどういふ御計画を持って進められようとおるか、また、どういふ進め方をされておるか、ひとつ御説明をいただいております。

○国務大臣(床次徳二君) 元来、沖縄におきましては本土と経済的にかなり力に差がありますし、行政力にも差があるし、また制度におきましても充實を欠いておつた、普及度が非常に少なかったと思はれるのであります。したがつて、いふゆる一体化対策として昨年閣議決定いたしましたけれども、いふゆる社会制度そのものを同じ制度にするばかりでなしに、制度を実施いたします生活そのものの自体を本土と同じレベルに持つてくる。経済生活なり国民生活を同じようにするように財政的援助をはかるということに一体化の目標を持つております。この点は自治行政の行政財政の問題につきましても、また、産業基盤の育成という問題にいたしましても、一般諸制度につきましても、一般的にそれを考えていきたい。少なくとも三年間には本土と同じようにするというのを目標にして実施いたしておるのであります。本年度の予算におきましては、二百二十七億の援助予算を計上いたしておりますが、これは実質的にやはり本土と同じような制度を実施できるように、なお、生活程度が本土と格差のなくなるようにという意味におきまして着手いたしました第一年度で

あります。引き続き第二年度、第三年度と、現地の緊急の度に応じましてその一体化政策を遂行してまいりたいと思うのでございます。単に資格を標準にするというばかりではなしに、現実の生活、県民生活並びに経済状態そのものを本土と同じようなレベルに上げるように努力したい、これが復帰後の私どもの目標であります。なお、復帰いたしました後におきましては、御承知のごとく、単に一体化するばかりではなしに、現地の経済力というものを、長い間本土から離れておりましたので、蓄積資本等もだいぶ欠けております。また、産業の振興等も相当基本的に立ちおくれておりますので、これを改善するための振興計画と申しますか、を立てまして、そうして基地経済偏重のものを、一般平和産業といいたく、それをひとつ確立したい。さような見当でもって本土との一体化に努力する。さらに、今後は振興計画というもので名実ともに本土との一体化をはかってまいりたいと思っております。

○達田龍彦君 それで、もう一つちょっと心配になりますのは、そういう資格を与えてまいりますと、これは本土とある意味で一体化されるわけでありまして、各資格者の——ことは適切でないかもしれませんが——需給関係が沖縄でどうなってくるのかということが心配になるのであります。いま長官も御指摘がありましたように、沖縄の持つ背景というものが、行政水準の問題にしても、あるいは経済水準あるいは生活水準、文化水準においても、非常に本土と大きな格差がある。低い。こういう今日の状態における資格者の需給というものが一応バランスがとれておったのではないかと思うのであります。沖縄では、ところが、そういう本土との大きな格差がある中において、資格、免許の試験等についての水準を本土と一体化される状態を持ち込んだ場合に、これらの人々の需給関係というものが、たとえばある商売によってはいきわめて強い過当競争が行なわれる問題が出てくる。あるいは、場合によっては、沖縄

では商売にならないからこちに全部出てくるのか、いろいろそういう流動関係というものが私は出てくるのではないかと思っております。それらの問題について現実はどうなっておるかという、そういう資料を総理府ではお持ちであろうと思ひますけれども、そういう資料を私持ちませんけれども、そういうこともひとつ心配であります。そういう点について今日どういう現状にあって将来どういう見通しを持っておるか、試験をしてそうして認めたいけれども、結果としてそういう問題が起こるといふことになりまして、やっぱり混乱が起こってまいりますから、それらの問題についてどういう見通しをお持ちなのか、これはひとつ、計数的な根拠があれば、こういう根拠があるからこうなるのだという、感じではなく、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) これに関係いたします資格者の数等は調べてありますので御説明いたしたと思ひますが、一般的に申しまして、私どもが今後一番懸念いたしておりますことは、医者が少ないということでありまして。正式の資格を持ちました医者が非常に少ない。しかも、わずかの医者が那覇に集中しておるということでありまして、これは本土のいわゆる過疎の地帯と同じ状態、特に離島等もありますので、この現象ははなはだしというわけでありまして。私どもから申しますと、将来社会保障制度を実施いたします際に、数では十分な社会保障制度の実施がとれるんじゃないか、これを懸念しておるのであります。できるだけ早く社会保障関係の、特に医療保障関係の職員の充実をいたしたい、かように考えております。したがって、現在地元においては医師が少ないうえであります、本土と一体化したために本土から大ぜい出かけていって地元を荒らしたという心配もあるかと思ひますが、なかなか沖縄に行き手がいないのは困っております。ただ、医療者に関しましては、名実ともにできるだけすみやかに不足を補ってまいりたい。なお、保健

関係職員につきましても同様に考えられますので、今日、琉球大学に對しまして保健字部の設置をいたしまして、まず学校を設置し養成の手始めを第一着手にいたしたのであります。これは将来の社会保障の制度の一体化のために備えたものでございます。その他各種の職員等におきましても、地元の割合が本土の数と比べて大きいものもありませんが、しかし、同じ資格を持ちました以上、今後本土に参りまして開業いたすことになるのであります。これは自由であります。むしろ、本土の者が向こうへ行つて地元の既得権を侵すという懸念があるかと思ひますが、いまの状態におきましてはさような職業はない、十分地元は地元として技術的に競争できるんじゃないかと思っております。むしろ私どもが懸念しておりますことは経済的な問題。現在地元におきま

するところの経済的な措置によりまして、本土との制度の異なることによりまして、繁栄と申しますか、存続しておる産業が、一体化になりまして影響を受けるんじゃないか、この点は私も非常に懸念しておるのであります。この対策はひとつ具体的に緻密に講じてまいりたいと思ひます。御存じのごとく、製糖業、これは甘味資源特別措置法がありますので、砂糖は復帰後におきましてもそうたいした影響はないと思っております。それから次の産業として指摘すべきものはパイナップルかん詰め業であります。これはい

おりますが、一体化になりますとこの問題を措置しなければならぬわけでありまして、私どもも、復帰の際における暫定措置といたしましてこれをいまから検討してまいりたい。なお、本質的に申しますと、ドルの問題、通貨がドルで、一体化になります際に、これを円にどういう形で切りかえるかという問題もあると思ひます。私どもは、単なる資格制度という意味でなしに、現実の県民生活を考えました際におけるこの復帰の摩擦を少なくするという立場に立つて、これから具体的に措置を検討してまいりたいと思っております。

○政府委員(加藤泰守君) いま長官が話されたとおりでございますが、本土の有資格者は沖縄においては大體そのまま認めようという制度になっております。したがって、こちから向こうへ行つて向こうの業界が混乱を起こすということ、長官がいま触れられたように、ほとんどないだろうというふうな推定はしております。ただ、逆に向こうから有資格者がこちらへ来るという問題は、やはり長官がいま触れられたとおり、多少問題のあるところもあるかと思ひますが、しかし、この問題は、やはり復帰に伴いまして自分の営んでいる仕事が一たび復帰したあと認められるかどうか、そういうような住民の不安をどうやって解消するかという問題が先だろうと思ひます。したがって、それに伴いまして、もし沖縄の方々が本土に來られてしまうことからはるる沖縄の需給関係が問題になるとすれば、それは別の手当で十分考へて措置すべきであらうというふうには考へておるわけでございまして、具体的にどの程度の数字になるのかという点は、必ずしもはつきりつかないわけではございませんが、大體の数を申し上げますと、弁護士あるいは判検事の資格を有する者等は現在二百八名ぐらいでございます。それから、法務省関係の土地家屋調査士は、登録している者が約二百名、未登録の者が百名くらいいます。だから、合計三百名くらいであらうと思ひます。公認会計士は約二十名でござい

ます。ほかに外国公認会計士というのが二名おります。これは今回の対象になっておりません。で、二十名でございます。税理士の資格を有する者は七十二名おります。それから、計理士が八名くらいおります。あと、厚生省関係の栄養士とか調理師とか美容師とか、そういうものをひくくめすると、全体で八千九百名くらいになる。通産関係の電気工事士の免許とか、あるいは液化ガスの関係の作業主任者の資格とか、あるいは火災類の販売主任者の資格等関係者が約二千八百名程度いるかと思ひます。郵政関係の無線従事者は二千三百八十名といわれております。それから、船員関係では二千九百七十五名という数字があります。あと、建築士、測量士等建設関係が五百名くらい。それから行政書士関係が四百四十六人。ただし、行政書士会に入っている者が二百三十一名となっております。危険物取扱主任任四百八十人。以上、ややラフな数字でございますが、全体で一萬八千九百名くらいであろうということでございます。このほか、長官が触れられた医師関係——お医者さんですが、これが四百一十一名、歯医者さんが百十五名等でございます。——先ほどの数字には弁護士は入っておりません。大体、沖繩の資格者はそういうことでございます。これらの方の本土復帰の際における資格をこの法律で明確にしてあげたいということでございます。

○達田龍彦君 時間がございせんからこれで最後にしたいと思います。いま御説明がありましたが、いろいろ資格者の需給関係が将来相当アンバランスが出てまいるのはないかという気がしてならない。もちろん、これは本土の場合だって過疎過密の関係から、離島僻地の場合における医者の確保という問題は、離島の行政としてはたいへん重要な問題、深刻な問題になっております。そういう関係で、ひとり沖繩だけの問題ではなくなるわけでありすけれども、いずれにいたしましても、特殊な条件下にある沖繩の現状でございますから、もちろん、資格者の不安定な状態を解消してやることが中心的なね

らいであるにしても、住民の置かれてある福祉行政の立場から考えて、あるいは民生行政の立場から考えても、やはり沖繩にそういう有資格者の人々が適当な数だけいつも確保されておるといふこういう配慮は、当然していかなければならぬ行政措置ではないかと私は思うのであります。いま参事官の話では、別途手当てをし措置をするという話でありますけれども、私は、いままでの沖繩の住民感情として、軍政府の中に非常に大きな権利を制限をされて非常に苦しい生活をしておる島民の気持ちとしては、この際という気持ちにもなりかねませんから、特別な配慮をして、これらの問題については早急な措置をしてもらなければならぬ。私は、できればこの暫定措置法の裏打ちとして、同時に特別な措置をする施策を出さなければならぬのではないかと思うのでありますけれども、その特別な措置というのはいささかどういふことを意味されておるのか、その計画と将来の見通しをひとつ伺ひをして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(床次徳二君) 特に考慮いたさなければなりませんのは、私は、やはり社会保障の関係、医師だと思ふのであります。医師、保健関係者に対して特別な措置をいたしたい。従来からも学費、奨学金等を提供してまいり、養成しておるのであります。資格を取りまると本土でもって就職いたしまして、現地に帰らない。こういう欠点があったのであります。これは本土のいわゆる過疎地帯と同じであり、しかも、離島の多い現地でありますので、よいその差が多かったと思ひます。今後におきましては、やはり離島、僻地でありまして、そういう必要な職員が定着できるように、やはり身分上と申しますか、経済的な特別な配慮が必要である。まず養成機関等から考えまして今日手をつけておるのであります。が、さような措置をいたしたいと思ふのであります。

その他の職業等につきましては、むしろ、どちらかと申しますと、沖繩で教育を受けてそうし

て本土で働くという、活動しておる人が従来から非常に多いのであります。しかし、現地が経済力がないために必要な養成機関がなかったという点もいろいろあったと思ひます。こういう点に對しましては、学校施設その他に關しまして、いわゆる一体化政策によりまして相当補助を強化いたしまして、そうして養成等につとめております。

なお、勤労者等の技能養成等に対しまして、本年度におきましてそういう機関も設置しておるようなわけでありす。できるだけ本土と同じレベルでもって県民が復帰を迎えることのできるだけの準備はできるだけ早くいたしたい。かようなつもりで今日計画をいたしておる次第であります。

○大松博文君 ことしの二月、沖繩へ調査団として参りまして、そのとき、ランバート高等弁務官それからカーペンター民政官と会談しました。高等弁務官また民政官とも、日米琉球諮問委員会の活躍を高く評価して、また、本土、沖繩一体化の實現のためにこの諮問委員会に対して支援を惜しまないという態度を表明されました。また、政府も三カ年計画を立て一体化推進に非常な苦心をされておるといふことはわかります。また、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關する暫定措置法案、たいへんいいのでございすが、少しおそいというふうな気がするわけでございす。

そうして次に二、三の質問をいたしたいと思ひますが、このたびの本土の免許資格の措置に對應して、琉球政府において当然必要な処置が講じられなければならぬが、琉球政府は対応処置としてどのような準備をされておるすか。また、「この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する」とことなっておりますが、この時点に對應して琉球政府の準備がどうなっているのでしょうか。おそらくこれは双方話し合つておることだらうと思ひますが、念のためにお聞きしたいと思ひ

ます。

○国務大臣(床次徳二君) この法律は、復帰の際におけるところの摩擦を避ける、その瞬間において本土と一体化しておることが必要なのであります。しかし、県民から申しますと、できるだけ不安がないことが望ましい。それで、諮問によりまして今回提案したようなわけでありす。今回の提案によりまして、現在資格を持つておる人は、この法律によつて、本土に復帰しても自由に使えるのだ、本土並みの資格が得られるのだということがわかりますので安心すると思ひます。今日御審議を願つておるわけでございまして、これに漏れておりますもの、数種類あります。が、この点につきましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、話し合ひをいたしまして、できるだけすみやかにやはりその資格の結末をつけてまいりたいと思つておる次第であります。

なお、これに對應するところの地元の措置でございますが、ことしの法案が通りまると、施行後に行なわれます試験のうち、現地でもって施行する試験があります。そういうものは現地の協力を得なければならぬわけでありす。それに対して必要な措置を講じてまいるわけでございす。

○政府委員(加藤泰中君) ちょっと補足させていただきますが、この法律は本土においてとる措置が中心でございます。先ほどちよつと申し上げましたように、沖繩においては、実は本土の有資格者に対する措置というものは大部分現在とておる。そういう状態でございすので、これと対応するような形で、たとえば公認会計士についてはこうだというふうな、そういう対応するようないふ形を沖繩で立法しなければならぬとは考えていないのであります。ただ、必要なものもございすので、琉球政府のほうで現在立案中であるというふうな聞いております。したがいまし、沖繩のほうでどういふ案をつくつておるのか、それはまだ私確認しておりませんけれども、沖繩のほうはこれを受けてもちろんうまく向こう

に乗るように考えてくれていると思います。これは諮問委員会の勧告に基づいて当然琉球政府がとるべきものでございますので、そういう形になっているはずでございます。ただ、沖縄のほうでそういう措置をとらなくても、この法律自体はいつでも施行できるという関係になるかというふうに思います。たとえば、中央の法律以外に都道府県で条例をつくるというようなことがなくとも、法律自体は自主的に施行できるものであるというふうに考えるわけでございます。そういうことでございますので、この法律がもし御承認いただきますれば、できるだけ早く施行して、第三条に基づく国家試験を沖縄においてできるだけ早く実施するように配慮していきたいというふうに考えているわけでございまして、公布後六カ月というふうに一応してまいりますけれども、実は公布の日から施行するというぐらゐな気持ちでいるわけでございまして。

○大松博文君 この免許試験を沖縄で実施する場合に、その事務を管理する行政庁は、試験の要領その他必要な事項を内閣総理大臣を経由して琉球政府に通知することになっておるが、その広報業務等は沖縄ではどういうふうになっておるか。これは事前了承にはなっておるのだらうと思いますが、その要領だけいいから御説明願いたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 直接の事務は総理府の沖縄にありますが、その事務所でも取り扱ってまいりますが、なお一般の周知公告等につきましては、本土の官報に当たります「公報」というものを琉球政府で出しております。この紙面におきまして一般広報をしてもらう、協力を願うことになっております。

○大松博文君 この日米琉諮問委員会勧告附則に示された七十六の免許資格に対する措置、この中で国の免許資格というものが四十三、それから一応県の免許資格、これに準ずるものが三十三、計七十六、そして一応国のほうでは沖縄の免許試験を認めるものが十二、それから沖縄で試験を実施するものが十八、それから今回措置のなかったものが二十というふうになっておりますが、これが県のほうでは、今回措置しなかったものが十一。そのどちらとも措置しなかったものの中で、国のほうでは制度がないからというので十二、それから県のほうでは制度のないものというので五つというところがございしますが、私、これ制度があるうとなかろうと、一体化なり、沖縄のレベルアップ、平等化、そしてもう近々一体化になるというときには、こういう制度がないからというのではなくて、これをつくっていつてそして本土と一体にしなればいけないのでございしますが、この十二と五つというのは一体何があるのか、これをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(加藤泰守君) 国の免許資格のうち十二が制度のないものというところでございしますが、その中には現在医療関係、医者との関係で申し上げますと、医者そのものはまあ現地にございすけれども、医学部が実は現地にないわけですから、それで医学部の卒業生というものは実は本土の大学を卒業して帰る方ということになりますけれども、本土の大学では従来は国家試験がその一年後に行なわれるようになっておりましたのが、昨年の改正によりまして、卒業と同時に国家試験を受けられるようになっておるわけでございす。そういうことでございすので、そういう関係のものにつきましては、現在沖縄にそういう教育機関そのものがございせんので、そういうような関係のものは今回はずして、こういう趣旨でございす。

それから水先人……

○大松博文君 ちょっと待ってください。いま言われましたのは、これは対象となるものが何と何とかという意味であつて、その現在沖縄に制度のないものです。これ、ちょっと私調べましたんですが、現在の免許で制度のないものというものが農業の改良普及員、それから林業改良普及員、水産業改良普及員、消防設備士、社会保険労務士、この五つがあります。

それからもう一つ、国のほうのやつでは、高等学校教員資格試験、これは武道、計算実務、それから管理栄養士、理学療法士、作業療法士、熱管理士、中小企業診断士、衛生管理者、海事代理士、通訳案内士、航空従事者技能証明、運輸管理士、技能検定、不動産鑑定士、専門技術員、これは農業、それから林業専門技術員、水産業専門技術員、農業改良研究員、歯科技工士ということになっていて思ふのですが、これは間違いございせんか。

○政府委員(加藤泰守君) ちょっと資料の見間違いで違つて申しわけございません。いま先生の仰せのとおりでございす。

○大松博文君 そして、こういうものがあります。沖縄にその制度がなくとも現実には沖縄ではもう必要に迫られてやつていような状態だと思ふのです。そして、このような事実を見るときに、こういう措置について事前に琉球政府と話し合つておるわけであるから、当然私は措置されるべきだと思ふのです。これに対する御見解を伺いた

○政府委員(加藤泰守君) 制度のないものにつきましては、もちろん今後制度をつくっていくという措置をとつたほうがいいものもあるかと思ひます。その点につきましては、われわれといたしまして、それまでに制度をつくつてはつきりとした資格を与えた上で本土の資格のほうに結びつけていくような措置は当然考えていくべきだらうと思ひます。ただ、すべてについてそういうふうにしたほうがいいのかというところは、個々の資格について十分検討した上で考えるべきだらうというふうに思ふわけですが、一応この十二と五つ、合計十七ございすけれども、このものにつきましては、われわれといたしましては、これから一体化を進める間に、必要ならば制度を設けて本土との間の資格の結びつきを考える。そのためにはもちろんこの法律の一部改正というふうなことをまた将来お願いしなければならぬこともあらうかと思ひますが、制度のないもので、しかもそれと似

たような仕事を現在沖縄でやつてゐる場合はどうかという場合も別にあるかと思ひます。その問題につきましては、この法律は、現在沖縄で資格を与えられてゐる、そういう与えられてゐる人に対してどういう措置をとるかというのを考えた法律でありまして、先生の御指摘もそういう点についての御指摘であらうかと思ひますが、その点につきましては、もちろん別の法律を十分考えて、場合によりましては、一定期間の暫定措置として認めて、さらにそれについて何らかの、たとえば講習等やつてその資格を認めるかどうか、そういうようなことをこれから十分考えて、現地の実情をよく把握した上で、復帰までの措置において考えていきたい、そういうふうな思ふわけでございす。

○大松博文君 次に、この対象となる者が存在しないもの、医療関係。先ほど長官が言われましたように、これは私もこの二月向こうへ参りましたときに、この医療関係というの、これは事人命に関し非常に重要なことだ。沖縄へ参りますと、これは離島が六十八とか言つておられますが、そのうち人の住んでいるのが三分の一——二十八という程度らしいのでございすが、しかし、これは非常に地理的にも日本以上の過疎である。そして、そういうところも非常に困つておるという実情をいろいろ聞きまして、これも今後一体化となるというところをいろいろ勘案しますと、存在しないものであるというところからこれを除外しているというところは、私はちょっとこれじゃないのじやなからうかという気がするのでございすが、現在沖縄では人口が大体九十八万強だという、こういうことからしまして、先ほど申しおりました、医師の数が四百四十七名ですか、そして本土の同規模の人口と比較した場合にも、大体これは二分の一程度。そして、先ほど言われておりました、歯医者にしても沖縄では百二十三名しかおらない。そうすると、二千六百六十名に対して医者一人一人に対して八百九十五名、こういう状態だ。

これは歯医者にしましても、歯医者一人に対して七千八百七十名だ。そうすると、本土は何ぼかというのと、一人に対して二千七百四十七名。看護婦というのは、この間私新聞を見ましたところが、沖繩の看護婦養成所を出た方が就職できなくて困っているという話であります。実際調べてみると、看護婦さんというのは非常に少ない。そんなに多い数じゃなかったのをごいいます。これも七百三十四名だ。そしてまた、ほかの、大人口が九十八万程度というところを調べますと、看護婦さんというのは大体二千三百名から二千四百名おります。こういうことから言っても、看護婦というのは非常に少ない。そうすると、沖繩ではこの養成機関というのは二カ所あるそうのごいいます。けれども、今後足りないのじゃなからうかと非常に心配しておるわけでごいいます。ちやうど先ほど総務長官が言われましたように、医者が足りないからといって、国費留学生の状況を説明されましたが、私もこれを見て驚いたのでございいます。昭和二十八年には、これは医学のほうですが、留学生七人のうち帰ってきたのは五人だ。昭和二十九年が六人留学して帰ってきたのは四人。三十年が八人留学して帰ってきたのは五人。こういう状態になっておりました。今度三十七年くらいになりますと、二十四人留学して帰ってきたのは八人。三十七年になりますと、二十五人留学して帰ってきたのが三十三人と、三十八年になりますと、三十五人のうち帰ってきたのが三十三人しかおりません。こういうように、出ていけば帰らずに――まあ、沖繩のほうは施設も悪い、いろいろな待遇それから環境というふうなことも考えると、本土のほうに残ってしまつて帰るのがいやだと。そうして、だんだん医学の国費留学生をふやしていったらという状況です。このままにしておれば、幾ら出しておつたところで、沖繩県に帰る方々がなくなつてしまつたところ、こういうことを考えると、ひとつどこで何か措置を講じなければいけないのじゃなからうかという気持ちを私持つわけですが、これに対しては

どういう御意見でございましょうか。

○国務大臣(床次徳二君) ただいま御意見のとおりに、過去におきまして私どももこの点非常に心配しておつたのですが、先年来、日本医師会長とも相談いたしました。そうして、今日琉球大学の附属病院と申しますか、建設中でありまして新那覇病院というものを新設いたしまして、そうして本土の大学を卒業しました者がその新那覇病院に行きまして実地研修をする。そうしていろいろと将来の研究も続け得るような一つのセンターにして、そうして、教育は本土で受ける、しかし実習と研究は地元で帰つてできるという道を開いてまいりたい。したがって、今日新那覇病院の建設を非常に急いでおるわけで、これを基幹といたしまして、先ほど申し上げました保健関係職員を養成していく。保健学部は地元で事が足りまします。保健学部の置きまして、医療関係者をふやしてまいりたい。さような措置でもって、今後沖繩に必要な医療職員並びに関係保健職員というものの充実を期してまいりたい。看護婦の養成等におきましても同様であります。

なお、その反面におきまして、過去におきましては医者が少なかつたという問題につきましましては、社会保障制度が実施されていなかったという点が大きな隘路で、医者側から申しますと、収入の確保が得られなかつたゆゑである。これが本土と同じように社会保障制度が実施されますならば、医者並びに病院等の経営も非常に裏づけがはつきりしてまいります。したがって、かような病院の新設によるところの足とめ策、同時に本土と同一制度の実施等によりまして、相応じまして復帰ができるのじゃないかと思つております。しかし、何と申しましたも、全体が離島、僻地というふうな状態でありまして、やはりその離島僻地対策という立場に立つて特別な措置を今後いたしてまいりたいと思つております。何よりも一番住民が口をいいたしておりますのは、医療保険がなくておるといふ点が一番痛痒を感ずることであるので、私どもも、社会保障制度特に医療保障制度を一日も早く実施できるように、今後重点を置きまして努力したいと考えております。

○大松博文君 それと沖繩にも一つ介補という制度がございいます。そうしてこの介補というの、現在沖繩におきまして五十七名おりますが、今後この制度をどういうようにしていけるわけがございいますか、一体化になります。現在、介補というのは、昔の軍隊時代の衛生兵だったというふうな方が、医者が非常に足りないというので、これに医者の行為をさせようということから認めたものでございいます。こういうことで今後認めていくのじゃ、これじゃえらいことになってしまふなと私も思ひましたが、こういう面でも、介補というのを、一つ何かの法案をつくつてそうしてその中に入れる考えがございいますか、ございせんか。

○国務大臣(床次徳二君) 医者の不足に対しましては介補というものが存在しておつたのでございいます。これは先年暮れにおきまして制度的には廃止をいたしました。が、現実におきましては介補の存在を暫定的に認めておる次第でございいます。したがって、今後復帰の際におきまして急速にこれをなくすることができるとか、また、今後の医師の充実等のぐあいから見てなかなか容易なことではないかと思つておりますので、介補に対する暫定措置というものは別途研究していただきたいと思ひます。今日関係方面と相談いたしておる次第であります。

○大松博文君 それから次に、さつき達田さんが言われておりましたが、行政上の必要がないもの、これは水先案内、通関士というのがございいます。これが今後、現在は施政権がアメリカにあるということからしてこのままになっておるのでございまいしょうか、これが今後一体化になったときには、すぐにこういうことが必要になってくるのじゃなからうか。現在の那覇港というのは、現在は一級港とか二級港とかいう指定は受けておりません。しかし、今後一体化になったときには一級港とか二級港、こういう指定を受けることになれば、当然この通関士とか水先案内――パイロットというのが必要になる。そうすると、いまからこういうことをしておかなければいけないことも、また向こうのこういう方が本土にいられてすぐにそういう仕事をやりたいということがある。そういうときに、一々こちらまで来なければ試験を受けられないということになると、非常に不都合だと思ひます。この際、こういうものも、私は、行政上の必要がないこととは言ひながら、一体化になったときの必要があるのだから、だから当然私を入れるべきじゃなからうかと思ひます。これに対する御意見をお伺いしたいと思います。

○説明員(石原明君) 水先人についてお答えいたします。水先人とは、それぞれ水先区についてその水先の事情を知つておるということが前提となつて免許されるわけでごいいます。試験も水先区の事情に即してやるというたて、まゝになっております。したがって、本土のほうには三十の水先がございいますけれども、それぞれの水先の事情に習熟しております。と、試験を一体化しても、これにパスするということは困難であらうかと思ひます。そこで、沖繩のほうには、現在那覇港には水先が現にございまして、強制的に水先区となつておりました。那覇港の状況によく通曉した人を水先人として免許しております。したがって、それぞれ事情がよくわかる人が出てきまして、そして水先を必要とする水先区に試験を受けたいという人が出てくるようなときには考えざるやうな情勢になっております。今後そういう時期を待つて検討していきたいと思ひます。

○政府委員(加藤泰守君) 通関士につきましましては、先生御指摘のよう、本土におきまして通関士の設置義務が課せられておりますのは、京浜、名古屋、大阪、神戸、関門の五大港でございいます。まあ那覇港が将来こういうものに匹敵するやうなあれとして発展していくかどうかにつきま

制度的にも逐次本土と合わせるような改正が行なわれておりまして、制度的な面ではほとんど差がないという現状になっております。ただ、現実に取り扱っております毒物劇物の範囲でなかなかり差がございますので、向こうで現在行なっております試験の内容あるいはその結果を十分検討いたしまして、できるだけそういう慮配をすまして、すみやかにその一体化の措置を講じてまいりたいと考えております。

○大松博文君 昨年の六月に本土との格差は正調整をやられたわけでございます。まあそういうことがございまして、そういう格差がもう現在ないと思っております。この法案を作成するときにこういうところの調整が間に合わなくなつてこれが残つたんだというふうなことも聞きましたが、実際はそうじゃないんでございまして、実際これでございまして。

○説明員(野村勝親君) 先ほど申し上げましたように、制度的な面におきまして若干の食い違いがあったものが、昨年六月に施行されました法律改正によりまして日本とは同様のたてまえになつたわけでございまして、制度的な面におきましては本土とほとんど同じでございまして。その点若干内部の連絡の不行き届きの面もあつたわけでございまして、それから現実製造なり流通しております毒物劇物の種類においては、かなり本土と比べて狭いという実情がございますので、そういう点も一つございまして、なお向こうの試験の内容、結果等を十分検討いたしまして、できるだけすみやかに一体化の措置をとりたいというところでございまして。いま制度の面では先生のおっしゃいましたとおりでございまして、若干の食い違いがあつたわけでございまして。

○大松博文君 時間がございせんので、もうあと二つくらいにしばらくさせていただきますが、いろいろ議論されております司法試験でございまして、この前も私が沖繩に参りましたときに、高等

裁判所の首席判事が私に言つておりました、が本土の研修所でいろいろ研修している連中、沖繩から行つて連中も同等の資格があるのだということ、これを私に言つておりましたが、これはあつたのは、試験に合格する人、また二年以上法律関係の実務についた人、これはまあ自動的に資格になる、また判検事を五年以上勤務した人もその資格を与えられるということになっておりますが、沖繩県の方のこういう司法試験に合格した方、それと本土の方、この差が現在それほどあるのかないのか私非常に疑問に思つてございまして、が、そのとき首席判事が私に言つておりましたのは、本土は非常に弁護士が少なく、これは何かというところ、次から次へとたとえば弁護士をつくらなければならない、そういうものをつくらなければならない、というので日弁連が押えているから少ないのだ、実際は沖繩県くらいはいるんだと言つておりましたが、こういう点いろいろ考えまして、やはりこういう制度というものは、私の中にも織り込んでいかなければならないという気持ちを持っております。最後に、今回の措置で除かれていたのが獣医師だ。これは私沖繩をいろいろと見てみますと、沖繩というのは今後畜産というものがキビ、あるいはバインにしても、特に砂糖というものは、粗糖でいいますと、沖繩が大体七万六千七百九十三円、キューバが一万八千三百三十八円、オーストラリアが二万二千四百三十三円、アフリカが一萬九千五百六十六円、台湾が二万六千八百二十円、こういう値段だ。これが沖繩でございまして、糖業安定事業団による買入れ等に関する特別措置法という法律で手厚く保護されて現在やつておる。またバインにしても同様だ。バインの値段をちょっと調べまして、一倍半から二倍くらいだ。これは一ケース三号から三ダース入りで四十三円で沖繩が九ドル八十一セント、台湾が六ドル三十三セント、大体そういう数字になってい

ますが、保護してこういう状態だ。そうして、これが一体化になった場合には、日本の国の一つの県にはこういう変わったものができるといふことにはなりますが、しかしそれだけでは現在の自由化の時代には成り立つていかないう現状を考え合わせますと、私は畜産で、そういうことが非常に今後課題になっていくだろうと思ひます。そういうときに對して、獣医師というものの資格のあれが一つない。そして、現在獣医師が沖繩には百八十七名おるようでございまして、しかし、沖繩の今後を考えましたときには、この百八十七名では私は少ないだろうと思ふ。そうして沖繩でも、現在、琉球大学には、農学部というのがある、畜産科なんかはございまして、そうしてこういう畜産科では、いわゆる人工受精師というふうな方の資格は与えられるでございまして、が、この獣医師という資格はこれでは与えられない。獣医学科というものをつくつていかなければいけない。そうして沖繩が、七七年には十年計画も達成するときに、こういうことで、肉牛というものが現在大体二万五千二百頭くらいありますが、これを六万にするといわれております。また乳牛ですと、いま千六百六十頭くらい。それを将来六千頭にするといふようなことをいろいろ考え合わせまして、こういうものを今後いかにいかなければいけない時代だ。そうしますと、この獣医師というものが特に大切に私はなつていくと思ひますが、この点に關しても、こういう中に私は入れていかなければいけない。それが、獣医師とか、また薬事法、そうして薬剤師法、こういうものが全然入つておらないといふのは、私は、なぜ入れなかつたのだらうか、その入れなかつた理由をお聞きをしたい。そうして、これをもう私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○説明員(平松甲子雄君) 沖繩において今後の産業として畜産が重要なウエイトを占めるであらうといふことは、先生ただいま御指摘のとおりで、先生ただいまお話しした畜産振興十年計画という

ものが沖繩で計画されておること、お話のとおりでございまして。で、獣医師の件について今度の免許の一体化の中にどうして入れなかつたかといふことでございまして、沖繩にも獣医師法というものがございまして、その獣医師法の中で、獣医師の試験を受ける受験資格といふものがございまして、その受験資格といたしましては、日本の正規の大学において獣医学の四年以上おたる課程を修めてそれを卒業した者、それから日本及び外国の公認された獣医学学校を卒業した者、外国で獣医師の免許を得た者であつて獣医師免許課程を終えた者と同等以上の学力及び技能を有すると認定した者、こうした二項目が要件とされておるわけでございまして、先生御指摘のように、琉球大学の学科といたしまして畜産学科はございまして、の、獣医学科がないというふうな状況でございまして、現在の状況におきましては、沖繩の獣医師の試験を受ける者ですら、日本の学校を卒業した者あるいはそういう獣医師の日本の免許を持つておる者で学校を卒業したものと同等の能力を有する者の中から選ぶといふようなこと

でございまして、まず沖繩の畜産を振興するといふ必要がございまして、学校においてその面の拡充をするといふようなことが必要であらう、これも先生のお説のとおりであらうと思ひます。ただ、沖繩の畜産振興につきましては、私もいまだいろいろ相談を受けておりますので、技術者を派遣したりして協力をいたしておるわけでございまして、事学校でございまして、文部省の關係もございまして、文部省とも、あるいは総理府とも連絡の上、私も畜産振興に力をかすといふ意味において、そういう面の教育が重要であるといふことを先方にお願ひをいたしたいといふふうに思ひます。

○説明員(影山勇君) ただいまの御質問中に、司法試験についてお触れになりましたので、一言御説明申し上げます。沖繩の弁護士資格、いわゆる法曹資格と申して

おりますが、これは本土との間に非常な差があるものでございますので、その一体化をどういうふうに扱うかということは、裁判所あるいは弁護士会等の意向、それから現地の法曹関係者等の各方面の意向を聞きまして検討をいたしたいと思っております。何ぶんにも、いま申しましたように資格が非常に複雑でございますので、かなり検討に困難があるかと思っておりますので、法務省といたしましては、いま鋭意この問題の検討を続けておるという状態でございます。できる限り早い機会に何か成案を得たいというふうに考えております。

○波谷邦彦君 いま審議されております法案につきましては、衆議院の段階でもいろいろ論議がなされ、また会議録を見ましても、そこで論議された中でなおかつ疑問に思ふことがありますので、その問題について焦点を絞りお尋ねをいたし、いまも問題になっております弁護士の問題、医者の問題をもう少しお聞きしたいと、こう思っています。

再三、先ほど来、長官をはじめ、非常に程度が低いと、こういうことで、弁護士の問題についてはその取り扱いに苦慮されているようなお話がございました。まあ程度が低いとするならば、一体どの程度に程度が低いのか、この辺からお伺いをしたいと思っております。

○説明員(影山勇君) 弁護士の問題でございますけれども、程度と申しますか、わが国の本土の弁護士の資格は、御承知のように、司法試験という国家試験を通りまして二年間研修をいたすわけでございますが、沖縄の場合ですと、こういう本土の資格を有し、かつ沖縄の弁護士会に登録した弁護士のほかに、公認の法律学校を卒業した後二年以上法律実務につけばよろしい。それから、琉球の法曹界と申しますか、任意団体のようなものでございまして、その試験局の試験に合格した者、それから五年間琉球列島において判検事の職務を行なう、こういうふうな本土の場合と非常に違つておるということでございます。

○波谷邦彦君 まあ本土と違ふことは、これはも

う會議録に出ておりますので十分わかるのですけれども、要するに能力が全然だめなのか、その修習課程において足りないのか、単位を取らないという段階において足りないのか、この点はなんですか。

○説明員(影山勇君) その点も、実はいろいろ調査し、案を立てるための検討を鋭意やっておりますので、いまの段階でこの程度の実力を有する者であるとかいうふうなことはまだ申し上げられない状態でございます。

○波谷邦彦君 まあ優秀の問題になってくるわけですね。この優秀が非常にいまこの案件の主たる内容になっているわけですよ、これに出てこなかったというところはですね。まあいままで、ともあれ戦後二十四年間というものは沖縄でもって定められた法令に従つて資格を取得したと、ともあれその資格に基づいて沖縄全体をとり行なつてきたと、これがたつと、その功績、また能力、また努力は、これはまあぜひとも認めてもらいたいという首席判事等の強い要望があるわけですね。やはりある程度は経験というものを相当大きく評価すべき問題ではなからうかというふうに感ずるわけでございます。要するに、もう一歩、一歩突っ込んでお伺いしたいのは、いま申し上げたように、この能力の評価というものをどういう基準においてやられるのか。いま御説明がありましたように、具体的にいままでそういう証明がどういふ形によつてなされてきたのかというところで、実際、比較をしなければ優秀というものはきまらな。どういふ機会に、どういふ場所において、いつそういう比較対照がなされて優秀がつけられたか、これをお伺いしたい。

○説明員(影山勇君) 特に両者を試験するとかその他の方法で資格を与える上に考えたというわけではございませんで、経験のほうももちろん今後の案をつくる場合には一つの要素にもなるかと思ひますけれども、要するに、こちらの弁護士と資格取得の要件に非常に差がありますので、弁護士の公的な性格を考えまして、本土と一体とな

場合にはなるべくその間の均一化をはかりたいというつもりで、目下調査を続けているようなわけでございます。

○波谷邦彦君 いまのお話ですと、今日までのいろいろな日弁連の意見であるとか、あるいは他の資料に基づいて、法務省独自の立場で推定された結論である、こういうふうな理解してよろしいかどうか。

○説明員(影山勇君) いまの能力の点を現実 realistically として調査したということはいま申し上げけれども、一応本土における法曹資格と先ほど申しました沖縄における資格の取得の要件にはかなりの差がありますので、これをすべて同一に取り扱っていいかどうかを目下調査検討中ということでございます。

○波谷邦彦君 本土復帰が実現された場合、従来法曹界に携わつていられる方々、つまり本土の資格を有してない人たちは当然資格を喪失いたしますね。そうしますと、まず一挙にそういう有資格者がなくなつてしまふという現象もあらわれるでしょうし、また沖縄自体の権利の保護という、そうした面から考えても、これは重大な問題ではないかというふうに感ずるわけでありまして、おそれなく、これについては、先ほど来から、そのときに応じた便宜的な方法は鋭意検討中であるとか、あるいはその時点になつてまた考慮するというふうにお話がございました。けれども、現地の空気というものは、ただ検討であるとかということでは、もう聞き飽きていますね。もういづれおそれられ早かれ本土に復帰することは間違いないという前提に立つて、いま早急にこの課題と取り組んで、どうしなければならぬかということに深刻に考えております。にもかかわらず、いつまでもが明らかにされませんと、これは社会的にも非常な不安を招来するのではないかと、こういうことが当然予測されるわけでありまして、したがって、もし現段階においては、もろもろの複雑な——と先ほどお話がございましたように、そう

いう機構上の問題等もありましよう。ならば、暫定的にその人たちが引き続き、いわゆる継続的に従来の資格を有して法曹界の仕事に従事できるという便法を講ずるわけにいかないかどうか。そういったことも含めて、沖縄の今後の問題と法務省自体がもっと前進的に取り組んでいられようかどうかと私は思ふのでございます。その辺はいかがでございますか。

○説明員(影山勇君) 御指摘の点でございますけれども、現在の弁護士をどういうように扱うか、いまの御指摘の中にありましたように、少なくとも何らかの便法を、復帰直後における便法を考慮しなければいけないというふうなことも含めまして、弁護士の方の問題については取り組んでおるつもりでございます。

○波谷邦彦君 今度新たに試験制度が設けられて、それに受験をして合格した者は当然本土と同じ資格が与えられる。現在沖縄には琉球大学が一つあるわけでありまして、この琉球大学を出た場合に、当然本土並みということになれば、第一次試験の免除が考えられるわけでありまして、そういうふうに理解し、また第二次試験によつて合格した者が初めて資格を取得できる、そういうことでよろしゅうございませうか。

○説明員(影山勇君) ただいまのお尋ねの点でございますが、御承知のように、一次試験は教養試験でございます。司法試験法四條一項に規定する者の中に琉球大学を卒業した者も入る、一次試験についてはそういうふうになっております。○波谷邦彦君 直接関連はないかもしれませんが、現任の犯罪の激増、また民事訴訟等の問題が多発しております。したがって、弁護士の利用価値というものがそれに伴つて増大しているというふうに認識をしておるつもりであります。が、一体現状から弁護士はどのくらいに一人というぐあいになれば一番理想的だと思ひますか、というふうなことをお尋ねいたしますか。

○説明員(影山勇君) 人口比でございますが、実はその点にお答えするほどの準備をいたしてお

りません。

○渋谷邦彦君 現在私もまだ調査が十分ではあり
ませんでしたが、むしろいまここでお尋ねした
ほうが早いだろうと思うのですが、沖縄には現在
の沖縄で定める法令によって資格を有している弁
護士の方々はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○説明員(影山勇君) 数を申し上げますと、執務を現
実にやっておられる方は百十三、四名くらいのと
ころかと思っております。

○渋谷邦彦君 この点につきましては、現地の、
先ほど申し上げておりますように、たいへん強い
要望がございますので、ぜひともいままでも取得さ
れた資格を喪失しないような方向で政治の恩恵が
与えられていくように御配慮方を願いたい、こう
思いますが、いかがでございますでしょうか。

○説明員(影山勇君) ただいまの御質問の趣旨も
拝聴いたしましたので、十分検討させていただきます
と思っております。

○渋谷邦彦君 次に総務長官に何うわけでありま
すけれども、今度の法律によって相当細部にわた
る資格試験並びにその資格を取得するための実施
要綱があるようにございます。ただこの中から漏
れておりますのが、ただいま問題になりました弁
護士の問題、医師、それから教員、国家公務員、
こういうようにあるようにございますが、医師の
問題は先ほどから出ましたが、また次の段階でお
尋ねしたいことがありますので、これは一応省略
いたしまして、教員の場合どうなんでしょうか。

○政府委員(加藤泰守君) 高等学校の教員につ
きましては、向こうに制度がございせんので、そ
の点は特に配慮いたしておりますが、普通の
中・小学校の教員につきまして申し上げますと、
ば、教育職員免許法の規定の十八条で、外国での
免許を有する者につきましては、本邦において
「相当の免許状を授与することができる」と、こ
ういう道が開かれております。したがって、こ
知事でございますが、知事に申請をして免許状の
授与を受ける、こういうことになるわけござい

ます。この点は、たとえば東京都で免許状をも
らった方が北海道に行かれた場合には、あらため
て北海道の知事に申請して免許状をもらうとい
うのは手続的には変わりはないというふうに考えま
すので、今回特にこの教員関係の免許については
手当をいたさなかつたのであります。現行法上で
きると、こういうことでございます。

○渋谷邦彦君 そうしますと、この件について
も、たとえば琉球大学を卒業した人については当
然教員の資格が与えられる、このように理解して
よろしゅうございましょうか。

○政府委員(加藤泰守君) この法案の第五条にお
きまして、「沖縄において行なう免許資格試験若
しくはその免除を受けようとする者又は沖縄の免
許資格者で本邦の免許資格を得ようとするものに
ついて本邦の免許資格に関する法令を適用す
る場合」におきましては、沖縄の学校は本邦の
相当の学校とみなすと、そういう規定を置いてご
ざいますので、そのあたりからいいますと、本邦の規
定によって、本邦のたとえは大学卒業者に資格を
与えるという問題につきましては、少なくとも学
校の関係といたしましては、沖縄の大学も本邦の
大学と同じような扱いをする、そういう規定にな
っておりますので、それぞれの具体的な問題につ
いてはどういうふうに適用されていくか、ちよっ
とはつきり申し上げかねるわけでございますが、
文部省におきまして、この点については第五条
の適用関係として考えておられるものと思つてお
ります。

○渋谷邦彦君 おそらく現在沖縄で施行されてお
ります法律でございますが、これはほとんど本邦
において行なわれておる法律に準じた内容ではな
いでしょうか。そうなりますと、ただいまの問題も、
学校教育上その極端な違いはないということにな
りますと、いまの御説明のように、当然返還の
際には、あるいはいま申されたように、県知事に新
たに申請をして、そこで試験を免除されて当然有
資格者としての許令が授与される、こういうこと
になるのじやなかろうかと思っておりますが、その辺の

解釈はいかがでございますか。要するに、本邦の
法律と向こうで施行されておる法律の内容という
ものはその極端には違いはない、これは琉球政府
の高官の方にも伺ったことがございました。ほと
んど変わりはない。すべて本邦の法律を準用し
た、そういう内容で実際の運営がなされている、
こういうことでありますから、別にこのめんど
くさい、いろいろな規制であるとか規定を設ける
必要はさらさらないのでないか。これはもう返
還と同時にスムーズにとか行なわれるという
ことが非常に望ましいと、こういうふうにする
わけでございますけれども、その点再度確認のため
に、その法律の内容を通して、いま私が申し
上げたことでよろしいかどうかですね。

○政府委員(加藤泰守君) 先ほどの点について一
言訂正させていただきますが、教育職員免許法の
十八条にも、外国の学校を卒業した者云々という
規定がございまして、私、先ほど第五条を読みま
したけれども、第五条を適用しなくても、本邦の
法律に外国の学校を卒業した者についての規定が
ございまして、この規定の適用で処理すること
ができるのではないかとおもうに思っています。先
生の御指摘の点につきましては、結局この規定そ
のものを活用することによって、もちろん返還後
において免許を受けることもできるかと思いま
すけれども、そういうような問題につきましては、
これはやはり返還時における暫定の問題として、
どういうふうな規定をしていくか、われわれとし
て検討してまいりたいというふうに思っております。
申し上げますことは、結局、本邦の現在の規
定でも切りかえということとは不可能ではないけれ
ども、しかし、そういう規定の適用によって処理
しなければどうしてもだめだという問題ではない
ように考えられるので、その点、返還時における
処理につきましては問題として、十分考えてみた
いと思っております。

○渋谷邦彦君 それでは国家公務員の場合はどう
ですか。
○政府委員(加藤泰守君) 国家公務員につきまし

ては、国家公務員の試験というのは、いわゆる資
格試験というよりも採用試験の性格を持つておる
というふうな考えでございます。したがって、こ
今回の措置におきましては、資格試験ということ
で考えておりますので、国家公務員については特
に規定を設けなかつたわけでございますが、しか
し返還時におきましての問題につきましては、も
ちろん国家公務員で、現在琉球政府の公務員であ
られる方の措置として、国家公務員になるのか、
あるいは県の公務員になるのか、そこら辺の問題
は、やっておられる仕事の性格によってやはり配
分されていかれるかと思っておりますが、そういう点に
ついてはもちろん返還時における措置を考えて
いかなければならない、そういうふうな思つてお
ります。

○渋谷邦彦君 確かに資格を取得するための試験
ではないというお話ですが、実際内容を考
えてみると、もう資格試験と同じふうな現在判断
されているのではないかと、こういうふうな一般
的にいえるのではないかとおもうのです。なるほ
ど公務員を採用するための一つの試験である。け
れどもやはり国家公務員にも段階があるわけだ
から、それを通らなければ上級職員になれないと
いうそういう一つの制度があるわけですね。そう
すると、当然直接、資格という一つのワタにはめ
られた要素を含むものではないかと思つたわけで
も、ややそれに準じた性格を有するものではない
か、国家公務員の場合、したがって、当然こ
の問題に対してもどう扱うかということ、具体
的に今後の課題として取り組んでいこうと思
いますけれども、当然考えなければならぬ問題
でないかというわけで、いまお尋ねをしたわけ
であります。今後どういうふうなこれをお扱いに
なるか、おっしゃっていただきたいと思つていま
す。

○政府委員(加藤泰守君) 国家公務員試験につ
きまして、採用試験という見方なんだということを
申し上げましたのは、国家公務員の試験に合格い
たとしても、これはたしか一年の間に公務員に
ならないと、その合格した効果は失われてしま

ことになっていると思います。そういう関係で、現在沖縄におられる方々についてこれを考えてみましても、ちょっとまだ間がございますので、ちょっと制度的にうまく結びつかないのではないかと、いうふうな考え方で、今回の措置としては考えなかったわけですが、しかし、返還に際しましての問題としては、われわれとして、現在つとめておられる公務員の方々の身分の点は、問題が生じないように十分配慮していきたいというふうに考えております。

○渋谷邦彦君 いずれにしても、私たちがこういうことが起こり得るだろうと想定する問題については、当局としても十分それは予想されている問題なんです。けれども、従来しばしば御答弁をされている中で、どうもあまり確信のない、ただ検討中と、ことばが悪いかもしれませんが、それでごまかされていくみたいな、そういう行き方じややはりまずいんじゃないか。いまそれじやなくても沖縄返還問題というのが、愛知外相訪米と相まって急速に高まりを見せておる段階でありますだけに、これについてはあらゆる問題を

想定して、起こり得る可能性というものを十分分析され、検討されて、遺憾のないように措置をとっていただきたいものだ。何か問題が起こった、これはたいへんだというわけで、場当たり主義でその問題一つ一つをやっていたんでは、やはりちががあかない。もっと総合的に沖繩のそういう問題について、現在の日本の国内情勢と関連して、意欲的な、むしろ少々のむずかしい条件があつても、いままでの沖繩というものの置かれた立場、また島民の心情というものを考えてみた場合に、多少のところは弾力的にこれを置かえていかなきゃならぬ。いろんな能力の点だとかいろんなことが問題になる場合があると思うんです。けれども、それはある程度とにかく善意に解釈しまして、少々のことでも大目に見てあげるといいでしょう。か、そういうことで、願わくはこうした問題については障害の起きないように、また島民の意思というものが傷つけられないように、十分

その辺も御考慮願って対処していただきたい。この要望を申し上げまして、時間がきたようでありますから、この案件に対する質問だけは終わります。

○国務大臣(床次徳二君) ただいまの御意見はまことにごもっともでございます。私どももさような気持ちでもって対処いたしておる次第であります。復帰のめどがつく段階を目前に控えておりますので、復帰の際におきます摩擦を少なくして、円滑なる復帰が実現することができるよう、できるだけ一体化措置を進めてまいりたい。

資格免許等につきまして、若干漏れましたものがございますが、先ほど申し上げましたようないろいろな事情があったために、検討中でおくれたものであります。できるだけすみやかに実現できますように、さらに努力したいと思っております。

なお、いままで格差がありましたこと自体につきましては、沖繩の置かれた特別の事情というものを、これを十分考えるべきである、この点、御意見のごとく私も十分努力いたしたいと思ひます。

○委員長（山本茂一郎君） 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(山本茂一郎君) 次に、沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査を議題といたします。

○波谷邦彦君　いろいろこまかい点については次

の機会ということにいたしました。とりあえずきょう伺っておきたいなと思った問題が一つござりますので、それについての政府の所信をお伺いしたい、こう思います。

それは、先ほども種々論議されておりました、現在の沖繩における医療施設をめぐる医者の問題等々でございます。最近、医療視察団として参られましたある一人の医者を知っておりますが、その方の話によりますと、最近風土病、新しい風土病といいますが、そういうものが多発している傾

向がある。たとえば風しんあるいはまたフィリ
ア、こういったものの数が逐次ふえている。その
ほかにはいまでもございましたハンセン氏病ある
いは結核、こういうような患者が、一斉調査の結
果、沖縄本島においてはやっとその実態がつかめ
た。これもまだ部分的な調査の段階を出ないよう
であります。そのほかに数多くの島嶼を一斉調
査すれば相当な数にのぼるということが考えられ
る。

〔委員長退席、理事源田実君着席〕

いま私が申し上げたのは本島でなく、宮古島と八重山群島ですが、これに対する調査の結果、相当数の患者が出ている。沖縄本島をはじめとして、その他の島々に対して現在の罹病している患者というものを調べると、それは驚くべき数字が示されるのではないか。こうした問題について、やはり医者が必要でないか、看護婦が足りない。日本でもそうでございませうけれども、これはまさに大きな社会問題に発展しようとしている。そのほかに性病がありますね。これは特殊地域であるために、われわれには想像ができないほどの速度でもって

その患者がふえているということが言われております。こうしたことについて、何でもかんでも、

とにかく本土返還がかなえられなければ強力に進められないのかどうなのか。要するに、その場しのぎのやり方ではとうてい現状の医療体制というものはおぼつかないということを私自身もは

だ身に感じて帰ってきたわけですが、この点の今後の政府がとられようとしている社会保障

の二環としての医療問題ですね、どのようにお考えになつていらっしゃるか、まず総体的な問題をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(床次徳二君) 沖縄におけるところの

医療施設は非常に本土とは格差があるという状態でありまして、この点につきましては、単に施設が少ないというばかりでなしに、社会保障制度、特に医療保障制度が伴わなかったというところに大きな欠陥があると思います。さらに離島、僻地であるという意味におきまして、医師が都市に集

中しておって離島に及ばなかったというような
 はり原因もあると思うのであります。これに對し
 まして今日まで講じてまいりましたのは、医師の
 養成ということに對しまして努力いたしました
 が、先ほど申し上げましたように、養成した者が
 地元にとどまらないという欠陥がありましたの
 で、基本的に考え方を改めまして、

〔理事源田実君退席、委員長着席〕

地元に新那覇病院というものをこしらえまして、そうしてこれを本拠にいたしまして医師の地元への定着率をよくしようという基本的な考え方を持ちますと同時に、今日、足りない場合につきましては本土からの技術協力という名目によりまして、本土から二年間の時期を限りまして医師を派遣する、あるいは数カ月の短期間によるところの巡回診療的な調査とか診療を行なうという形による

りまして、これを補なっている次第であります。いずれにいたしましても、なかなか現地に派遣すべき医師が得がたいというのがいまの状態でございます。この点に關しましては、さらに予算措置その他におきましても検討しなければならないと

と思いますが、本土の医師の方々にもできるだけ御協力願わなければならぬ。一番動員しやすいの

は、国立病院の方々を中心にしたしまして進んで
 現地の応援を願うという措置を講じている次第で
 あります。基本的には、保障制度ができ上がるこ
 とによりまして安心して医業を開業できるという

形、同時に診療施設等の医療施設を充実するといふことも伴わなければならないと思っております。

す。さような方針で、今後一そうの充実を期したいと努力しておる次第であります。

○渋谷邦彦君　宮口島へ参りましたときに非常にびっくりしてしまつたのですが、あそこには、何

か聞くとこれによれば医者は一入しかない。しかもそれは小児科の医者だ。小児科の医師が、内科、外科、産婦人科まで全部やるということなんです。どうしても手に負えない患者は沖繩本島に連れていく。その間にたいいてい死んでしまうということ、を、切実というよりも痛烈な思い

で、何とかしてもらいたいのですという町の助役の方のお話を聞きました。実態はどうなっているか、その方の言うとおりなのかどうかのかわかりませんが、まあしかし、大体いろいろの方のお話を総合してみても、それに近い状態に至るところに散見することができないか、こういうふうな思いわけですが、そこでいま長官がおっしゃった、なかなか向こうに行く医者がないということなんでしょう。大体それで、いままでたいしておしまひになっちゃっている。なぜ行かないのかという背景は、私なんか申し上げなくても重々おわかりになつていらつしやるはずなんです。何と云つたって、行つてもらうためには、やはりそれに即応した待遇というものをまず基本的に考へてあげる。住宅の施設から給与の問題から、その他医師として十分に満足する行動ができる、内地におけるよりも相当優遇措置をとつてあげなくちゃならぬ。いま保障問題というのを申されましたけれども、確かにそれに尽きるのではないかと云へるわけでありまして。それと同時に、もう一つは、その医師なら医師が、特に国家公務員等の資格を持つていような医師が、たとえば沖繩に何年間つとめれば本土においてはさらに優遇されるというふうな、そういう道が講ぜられるとか、やはりそういうふうな具体的に考へてあげませんと、今日の沖繩の窮状というもの、ただ観念的にはわかつておりまして、ただもう医者が少ないのだ、施設が足りないのだということでは、これはもういつまでたつても解決はできないのじゃないかということでも、もっと具体的に、今後の医師の派遣ということについても、いま必要に迫られていのが三十数名といわれているようでありますが、その点についても、おそろく総理府あたりにもそういう陳情がきていふのじゃないかと思ひますけれども、そういう問題はその後どうなつていふのか。どういふふうな一体推移していふのか。そのこともあわせて、もっと具体的な今後の施策についてお話を伺いた

○国務大臣(床次徳二君) 宮古の医師につきまして、統計によりますと、これは実情はわかりませんが、数はもう少し多くて、医師は二十三名、歯科医師七人、看護婦六十三人、公衆衛生看護婦二十人という数にはなつておりますが、いずれにいたしましても、本土と比べて著しく少ないことは仰せのとおりであります。したがうして、基本的にはやはり待遇をよくするということが、僻地に對しまして医者が行かないということ、単に待遇だけの問題ではなしに、やはり医者が研究できるということが非常に大事なんです。結局、待遇と研究機關——新しい医学についていけるということが必要なんです。結局その立場から、今日沖繩におきましては新那覇病院を建設してやる。これは今後の沖繩におけるところの医療のセンターとしていきたい。単に学校を卒業したものが実習にこの病院につとめるといふばかりでなしに、同時にこういう病院が、地元の特種の疾病等の研究等のセンターになつていく。また、離島等に勤務しておられますもの足だまりになるという意味におきまして、この那覇病院を活用したい。かような意味におきまして、医療問題の解決の最初、実は那覇病院の建設を取り上げてまいつたのであります。今日、この建設に着手しておるわけでありまして、この完成を待ちまして、私は相当役に立つと思つて、その準備をいたしておる次第でございます。

○滋谷邦彦君 いま申し上げたことと並行してお考へただきたいことは、やはり琉球大学の存在というものをもう一ぺん見直してみることがあるのではないのか。確かに先般伺いましたときに、近く看護学科が設けられる。これは窮余の一策だろつと私は思つてます。なぜ医学部の新設が、琉球大学の強い要望があるにもかかわらずできないのか。それができれば、附随的に附属病院等もでき得る条件が整つてくる、こんなふうな考へられるわけですが、これはあくまでもしろうと的なそういう着想かもしれないけれども、その点についてはどうなんですか、いまいちうかね。

○国務大臣(床次徳二君) 医学部の新設につきましては、地元も非常にかねがね御要望があつたわけでございます。私もこれを検討いたしたわけでありまして、単に政府のみならず、関係者を集めまして、関係者の意見を聞きまして対策を講じて、今日、医師会長武見さんが中心となつて計画をたてたのであります。結局みずから沖繩に普通の医科大学、医学部を設けるといふことはなかなか問題じゃないかというので、とりあえず地元保健學部というものを設置いたしまして、医療関係職員の養成ということから始めて、それで医師そのものの養成は本土の各医科大学に頼む。これは施設の充実、教員の入手その他からみまして、非常に地元の医科大学設置ということとは時間がかかるし、また、あそこで成り立つかどうかという将来の問題もありますので、そういううかげんから、医学教育そのものは本土に依存する。しかし卒業したものは地元の病院を中心として活躍できるようにしたいというところであつた構想でもつて着手しておるわけでありまして。

○滋谷邦彦君 なるほどその需給関係という問題、それから研究それ自体というものを考へてみた場合に、本土と比較できないものがあり得るであらうことは想像もつきません。けれども、やはりそうした施設というものは、地元住民の切なる要望というものを第一義的に考へて満たすべきではないか。それは武見さん等の御意見等いろいろあるかと思ひます。しかし時間がかかるという問題、おそろくそれに関連して、費用がかかるという問題が次にかつてくると思ひますけれども、これは別に私立の経営ということとわけが違ひまして、国の機関としてやる以上は、多少のやはり犠牲を払つても、そうした要望にこたへるべきがほんとうではないか。そうしますと、少なくとも今後新しくできる病院と並行して、いままでも未解決になつていふ風土病をはじめとするものものの病氣というものが事前に予防もされますし、また病氣になられた方はそれに適應する入院施設というものに入つて治療を受けられる。これは焦眉の急の問題と私は思ふのです。で、今後何と云つてもこの問題については、やはり大きな問題でありますだけに、いまだこれを考え直していただく必要があるのじゃないか、このように思つておるわけですが、現在、先ほど申し上げた風土病なんかにしてもほとんどふえていふ。もうどうしようもない、手のつけようがない、こういう実情を聞くにつけても非常に残酷な思いがするわけですが、それに対応できるような治療がない、また施設がない。これでは風土病にまたかわるべき新しい風土病が起つた場合に一体どうするのだというふうなことも当然考えられるわけでありまして。したがうして、どうも私はいまの長官の御説明だけでは、なぜ医学部の設置がないのか、もうほんとうに保健學科というものは窮余の一策と申し上げてもいいくらい、どうにもならないから、せめて保健學科を設けようというううという大学側の意思が反映して、今回設立という経緯があつたのではなからうかと思ひますので、この問題についてはもっと前向きにひとつ解決ができるように御配慮を願えればと、このように申し上げたいと思つておるのです。

もう一つ、時間もあまりないようでありますから、現在病院が非常に少ないということから、いま申し上げたような悲惨な状態に至るところに起こつていふわけでございましてけれども、現実的にいま起こつていふ問題についてはどういふふうな一体処理されようとしていふのか。特にあそこは非常に湿気の強いところですから、結核患者も非常にふえる傾向があるわけですね。それから風土病、フィラリアあるいはその他のハンセン氏病あるいは性病等々、特に性病についてはぐんぐんふえる一方だといふのです。ちやうど私たちが

視察に参りましたときにはすでに五万人、こういうようなことがマスコミで報道されておりまして。こういう問題も、もう急がなければ対策は常に後手後手に回りまして、とんでもない悲劇がまた再発するということになるんじゃないかと思ひますので、その点を総括して長官からお伺ひして、きょうのところはこれでやめておきましよう。

○国務大臣(床次徳二君) 御意見のとおり現在の医療施設は、まことに残念だと思ふくらいに質量ともに少ないと思ふのであります。したがって、できるだけすみやかに本土の医療保険制度が実施できる——国民健康保険ですから、これが実施できる国民皆保険という実態目標として、意欲的に努力しているのがいまの状態であります。その第一着手といたしまして、医療関係者から養成しなきゃならぬということで、保健学部設置という形になったのであります。なお病院等におきましては、附属病院等の改築等もいたしますし、新那覇病院の建設というものを中心としてまいりたい。なお医学部の建設があと回しになりましたが、この点につきましては、医学部というものに対しましていろいろ研究しております。とりあえず保健学部が必要なんじゃないかというところから着手いたしましたわけでありまして、将来の問題につきましては、もっと現実に合うようにひとつこの点は意欲的に努力し、結論を出してまいりたいと思ふのであります。なお、現在にありまして、病院等の足りないものにつきましては、たとえば結核患者等につきましては本土の病床に送り込んでおります。ハンセン氏病等に対しましても本土に送り込んでいくという状態です。

なお過般の風しん、これはまことに気の毒な子供の疾患でございますが、これに対しましては、各関係方面の協力もいただきましたので、たとえば耳の疾患者に対しましては、補聴器を与えてその音感教育に着手いたしております。また目の疾患のものにつきましては、手術に適するとき本土に送り込むという形にいたしております。

で、すでに早いものは九州大学病院に送りまして実績をあげておりますが、引き続きこういう特殊な疾患に対しましては援助を増大いたしまして、なお協力も願ひながら解決してまいりたいと思ふ次第であります。

○委員長(山本茂一郎君) 本件に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十三分散会

昭和四十四年六月十日印刷

昭和四十四年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局